

ダイオキシン類対策特別措置法

(平成十一年七月十六日)
(法律第百五号)

改正 平成十一年一月二二日法律第一六〇号
同 一二年 五月三十一日同 第 九一号

ダイオキシン類対策特別措置法をここに公布する。

ダイオキシン類対策特別措置法

目次

第一章	総則（第一条—第五条）
第二章	ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準（第六条・第七条）
第三章	ダイオキシン類の排出の規制等
第一節	ダイオキシン類に係る排出ガス及び排出水に関する規制（第八条—第二十三条）
第二節	廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等（第二十四条・第二十五条）
第四章	ダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等（第二十六条—第二十八条）
第五章	ダイオキシン類により汚染された土壤に係る措置（第二十九条—第三十二条）
第六章	ダイオキシン類の排出の削減のための国の計画（第三十三条）
第七章	雑則（第三十四条—第四十三条）
第八章	罰則（第四十四条—第四十九条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ポリ塩化ジベンゾフラン
- 二 ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン
- 三 コプラナーポリ塩化ビフェニル

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「排出ガス」とは、特定施設から大気中に排出される排出物をいう。

4 この法律において「排出水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的条件に応じたダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策を実施するものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等をするために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、その日常生活に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染を防止するように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力するように努めるものとする。

第二章 ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準

（耐容一日摂取量）

第六条 ダイオキシン類が人の活動に伴って発生する化学物質であって本来環境中には存在しないものであることにかんがみ、国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容一日摂取量（ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量で二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量として表したものをいう。）は、人の体重一キログラム当たり四ピコグラム以下で政令で定める値とする。

2 前項の値については、化学物質の安全性の評価に関する国際的動向に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な改定を行うものとする。

（環境基準）

第七条 政府は、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

第三章 ダイオキシン類の排出の規制等

第一節 ダイオキシン類に係る排出ガス及び排出水に関する規制

（排出基準）

第八条 ダイオキシン類の排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を

勘案し、特定施設の種別及び構造に応じて、環境省令で定める。

2 前項の排出基準は、排出ガスに係るもの（以下「大気排出基準」という。）にあっては第一号、排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）にあっては第二号に掲げる許容限度とする。

一 排出ガスに含まれるダイオキシン類の量（環境省令で定める方法により測定されるダイオキシン類の量を二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に環境省令で定めるところにより換算した量をいう。以下同じ。）について定める許容限度

二 排出水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度

3 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的社会的条件から判断して、第一項の排出基準によっては、人の健康を保護することが十分でないと思われる区域があるときは、その区域における特定施設から排出される排出ガス又はその区域に排出される排出水に含まれるダイオキシン類の量について、政令で定めるところにより、条例で、同項の排出基準に代えて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

5 都道府県が、第三項の規定により排出基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事（同項の排出基準のうち、排出水に係るものを定める場合に限る。）に通知しなければならない。

（平一一法一六〇・一部改正）

（排出基準に関する勧告）

第九条 環境大臣は、ダイオキシン類による大気の汚染又は公共用水域の水質の汚濁の防止のため特に必要であると認めるときは、都道府県に対し、前条第三項の規定により排出基準を定め、又は同項の規定により定められた排出基準を変更すべきことを勧告することができる。

（平一一法一六〇・一部改正）

（総量規制基準）

第十条 都道府県知事は、大気排出基準（第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出ガスに係るものを含む。以下この項において同じ。）が適用される特定施設（以下「大気基準適用施設」という。）が集合している地域で、大気排出基準のみによっては第七条の基準のうち大気の汚染に関する基準の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域（以下「指定地域」という。）にあっては、当該指定地域に設置されている特定事業場で大気基準適用施設を設置しているもの（以下「総量規制基準適用事業場」という。）から大気中に排出されるダイオキシン類について、総量削減計画を作成し、これに基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2 都道府県知事は、必要であると認めるときは、当該指定地域を二以上の区域に区分し、それらの区域ごとに前項の総量規制基準を定めることができる。

3 都道府県知事は、新たに大気基準適用施設が設置された総量規制基準適用事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに総量規制基準適用事業場となったものを含む。）及び新たに設置された総量規制基準適用事業場について、第一項の総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、同項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

4 第一項又は前項の総量規制基準は、総量規制基準適用事業場につき当該総量規制基準適用事業場に設置されているすべての大気基準適用施設の排出口（大気基準適用施設から排出ガスを大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から排出されるダイオキシン類の量の合計量について定める許容限度とする。

5 都道府県知事は、第一項の政令で定める地域の要件に該当すると認められる一定の地域があるときは、同項の政令の立案について、環境大臣に対し、その旨の申出をすることができる。

6 住民は、その住所地を管轄する都道府県知事に対し、前項の申出をするよう申し出ることができる。

7 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第三項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（平一一法一六〇・一部改正）

（総量削減計画）

第十一条 前条第一項の総量削減計画は、当該指定地域について、第一号に掲げる総量を第二号に掲げる総量までに削減させることを目途として、大気基準適用施設の種別及び規模等を勘案し、政令で定めるところにより、第三号及び第四号に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、当該指定地域における大気基準適用施設の分布の状況により計画の達成上当該指定地域を二以上の区域に区分する必要があるときは、第一号及び第二号に掲げる総量は、区分される区域ごとのそれぞれのダイオキシン類の量の総量とする。

一 当該指定地域におけるすべての大気基準適用施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量の総量

二 第七条の基準のうち大気の汚染に関する基準に照らし環境省令で定めるところにより算定される当該指定地域における大気基準適用施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量の総量

三 第一号の総量についての削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあっては、その削減目標量を含む。）

四 計画の達成の期間及び方途

2 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会を開き、指定地域の住民の意見を聴かななければならない。

3 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めたときは、第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

5 都道府県知事は、当該指定地域における大気の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、前条第一項の総量削減計画を変更することができる。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による計画の変更について準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

（特定施設の設置の届出）

第十二条 特定施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種別

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 大気基準適用施設にあっては発生ガス（大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。）、水質排出基準（第八条

第三項の規定により定められる排出基準のうち、排水に係るものを含む。）に係る特定施設（以下「水質基準対象施設」という。）にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法

2 前項の規定による届出には、特定施設の種類若しくは構造又は発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法等から見込まれるダイオキシン類の排出量（大気基準適用施設にあっては排出ガスに含まれるダイオキシン類の量とし、水質基準対象施設にあってはその水質基準対象施設が設置される特定事業場（以下「水質基準適用事業場」という。）の排水に含まれるダイオキシン類の量とする。）その他環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（平一法一六〇・一部改正）

（経過措置）

第十三条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。次項において同じ。）であって、排出ガスを排出し、又は排水を排出するものは、当該施設が特定施設となった日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 次の表の上欄に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下欄に定める日から三十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

一の水質基準対象施設が大気基準適用施設となった際現にその施設を設置している者	その発生ガスに係る前条第一項第六号に掲げる事項	その水質基準対象施設が大気基準適用施設となった日
一の大気基準適用施設が水質基準対象施設となった際現にその施設を設置している者	その汚水又は廃液に係る前条第一項第六号に掲げる事項	その大気基準適用施設が水質基準対象施設となった日

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

（平一法一六〇・一部改正）

（特定施設の構造等の変更の届出）

第十四条 第十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十二条第一項第四号から第六号までに掲げる事項又は前条第二項の表の中欄に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（平一法一六〇・一部改正）

（計画変更命令等）

第十五条 都道府県知事は、第十二条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設に係る排出ガスにあっては当該特定施設の排出口、排水にあっては当該特定施設が設置されている水質基準適用事業場の排水口（排水を排出する場所をいう。以下同じ。）において、その排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量が第八条第一項の排出基準（同条第三項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準を含む。以下単に「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内において、その届出をした者に対し、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十二条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第十六条 都道府県知事は、第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに総量規制基準適用事業場となるものを含む。以下この条において同じ。）について、当該総量規制基準適用事業場に設置されるすべての大気基準適用施設の排出口から排出されるダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内において、当該総量規制基準適用事業場の設置者に対し、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（実施の制限）

第十七条 第十二条第一項の規定による届出をした者又は第十四条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第十八条 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十二条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（承継）

第十九条 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 特定事業場に設置されるすべての大気基準適用施設について、第一項又は第二項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、第十六条又は第二十二條第三項の規定の適用については、特定事業場の設置者の地位を承継するものとする。

（平一二法九一・一部改正）

（排出の制限）

第二十条 排出ガスを排出し、又は排水を排出する者（以下「排出者」という。）は、当該排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあっては排出ガスの排出口、水質基準対象施設にあっては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。次項において同じ。）の当該施設から排出される排出ガス又は当該施設に係る排水については、当該施設が特定施設となった日から一年間は、適用しない。ただし、当該施設が水質基準対象施設となった際既に当該工場又は事業場が水質基準適用事業場であるとき、及びその者に適

用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

3 第一項の規定は、一の水質基準対象施設が大気基準適用施設となった際にその施設を設置している者の当該施設から排出される排出ガス又は一の大気基準適用施設が水質基準対象施設となった際にその施設を設置している者の当該施設に係る排水については、それぞれ、当該施設が大気基準適用施設又は水質基準対象施設となった日から一年間は、適用しない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（総量規制基準に係る排出の制限）

第二十一条 総量規制基準適用事業場において大気中に排出ガスを排出する者は、当該総量規制基準適用事業場に設置されているすべての大気基準適用施設の排出口から排出されるダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しない排出ガスを排出してはならない。

2 前項の規定は、第二条第二項の政令の改正、第八条第一項の環境省令の改正又は第十条第一項の政令の改正により新たに総量規制基準適用事業場となった工場又は事業場に設置されている大気基準適用施設から大気中に排出ガスを排出する者については、当該工場又は事業場が総量規制基準適用事業場となった日から一年間は、適用しない。

（平一一法一六〇・一部改正）

（改善命令等）

第二十二条 都道府県知事は、排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出ガスに係る総量規制基準適用事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二条第二項の政令の改正、第八条第一項の環境省令の改正又は第十条第一項の政令の改正により新たに総量規制基準適用事業場となった工場又は事業場については、当該工場又は事業場が総量規制基準適用事業場となった日から一年間は、適用しない。

（平一一法一六〇・一部改正）

（事故時の措置）

第二十三条 特定施設を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の場合には、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、第二項の規定による通報を受け、又は前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を環境大臣に報告しなければならない。

（平一一法一六〇・一部改正）

第二節 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等

（廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理）

第二十四条 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならない。

2 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第三項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る燃え殻その他の爆発性」と、同条第五項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る集じん機によつて集められたばいじん及び燃え殻その他の爆発性」と、同法第六条の二第三項中「基準は」とあるのは「基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第一項に定めるもののほか」と、同法第十二条の二第一項中「政令」とあるのは「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項に定めるもののほか、政令」と読み替えて、同法の規定を適用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

（廃棄物の最終処分場の維持管理）

第二十五条 廃棄物の最終処分場については、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないように、環境省令で定める基準に従い、最終処分場の維持管理をしなければならない。

2 廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三中「環境省令」とあるのは「環境省令（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十五条第一項の環境省令を含む。第十五条の二の二において同じ。）」と、同法第九条第五項中「環境省令で定める技術上」とあるのは「環境省令（ダイオキシン類対策特別措置法第二十五条第一項の環境省令を含む。）で定める技術上」と読み替えて、同法の規定を適用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

第四章 ダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等

（常時監視）

第二十六条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質（水底の底質を含む。以下同じ。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（平一一法一六〇・一部改正）

（都道府県知事等による調査測定）

第二十七条 都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の協議の結果に基づき調査測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調査測定の結果及び前項の規定により送付を受けた調査測定の結果を公表するものとする。

4 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で集取させることができる。

5 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（設置者による測定）

第二十八条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。

3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第一項及び第二項の測定の結果を公表するものとする。

第五章 ダイオキシン類により汚染された土壌に係る措置

（対策地域の指定）

第二十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてダイオキシン類による土壌の汚染の状況が第七条の基準のうち土壌の汚染に関する基準を満たさない地域であって、当該地域内の土壌のダイオキシン類による汚染の除去等をする必要があるものとして政令で定める要件に該当するものをダイオキシン類土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、当該市町村の区域内の一定の地域で第一項の政令で定める要件に該当するものを、対策地域として指定すべきことを都道府県知事に対し要請することができる。

（平一法一六〇・一部改正）

（対策地域の区域の変更等）

第三十条 都道府県知事は、対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域の区域の変更又は対策地域の指定の解除について準用する。

（ダイオキシン類土壌汚染対策計画）

第三十一条 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、ダイオキシン類土壌汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を定めなければならない。

2 対策計画においては、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

一 対策地域の区域内にある土地の利用の状況に応じて、政令で定めるところにより、次に掲げる事項のうち必要なものに関する事項

イ ダイオキシン類による土壌の汚染の除去に関する事業の実施に関する事項

ロ その他ダイオキシン類により汚染されている土壌に係る土地の利用等により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため必要な事業の実施その他必要な措置に関する事項

二 ダイオキシン類による土壌の汚染を防止するための事業の実施に関する事項

3 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会を開き、対策地域の住民の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長と協議しなければならない。

6 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

7 対策計画に基づく事業については、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の規定は、事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類による土壌の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確な場合に、適用するものとする。

（平一法一六〇・一部改正）

（対策計画の変更）

第三十二条 都道府県知事は、対策地域の区域の変更により、又は対策地域の区域内にある土地の土壌のダイオキシン類による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策計画を変更することができる。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による対策計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（平一法一六〇・一部改正）

第六章 ダイオキシン類の排出の削減のための国の計画

第三十三条 環境大臣は、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を作成するものとする。

2 前項の計画においては、次の事項を定めるものとする。

一 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量

二 前号の削減目標量を達成するため事業者が講ずべき措置に関する事項

三 資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずべき施策に関する事項

四 その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項

- 3 環境大臣は、第一項の計画を定めようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。
- 4 環境大臣は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。
(平一一法一六〇・一部改正)

第七章 雑則
(報告及び検査)

- 第三十四条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気、水質又は土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。
- 3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(平一一法一六〇・一部改正)

(適用除外等)

第三十五条 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる施設又は事業場について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

一 鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に設置される同法第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設（以下「鉱山施設」という。）である特定施設から排出ガスを排出し、又は鉱山施設である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者	大気基準適用施設にあっては当該特定施設、水質基準対象施設にあっては当該鉱山	第十二条から第十九条まで及び第二十三条
二 電気事業法第二条第一項第十四号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設から排出ガスを排出し、又は電気工作物である特定施設を設置する工場若しくは事業場から排出水を排出する者	当該特定施設	第十二条から第十九条まで及び第二十三条第二項から第四項まで
三 ガス事業法第二条第十二項に規定するガス工作物である特定施設から排出ガスを排出する者	当該特定施設	第十二条から第十九条まで及び第二十三条第二項から第四項まで
四 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者	当該特定施設	第十二条から第十九条まで及び第二十三条
五 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第三項に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者	当該特定施設	第二十三条

- 2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第十二条、第十四条、第十八条又は第十九条第三項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又はガス事業法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があったときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第十五条又は第十六条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。
- 4 行政機関の長は、前項の規定による要請があった場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。
- 5 都道府県知事は、第一項の表第一号から第四号までの上欄に掲げる者に対し、第二十二條第一項又は第三項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。
(平一一法一六〇・一部改正)

(資料の提出の要求等)

第三十六条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又はダイオキシン類による環境の汚染の防止若しくはその除去等に関し意見を述べることができる。
(平一一法一六〇・一部改正)

(環境大臣の指示)

第三十七条 環境大臣は、大気、水質又は土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第四十一条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事項に関して必要な指示をすることができる。

一 第十五条、第十六条、第二十二條第一項及び第三項並びに第二十三条第三項の規定による命令に関する事務

二 第二十九条第一項の規定による指定及び第三十条第一項の規定による変更又は解除に関する事務

三 第三十五条第三項の規定による要請に関する事務

四 前条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務
(平一一法一六〇・一部改正)

(国の援助)

第三十八条 国は、工場又は事業場における事業活動等によるダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第三十九条 国は、ダイオキシン類の処理に関する技術の研究、ダイオキシン類の人の健康に及ぼす影響の研究その他ダイオキシン類

による環境の汚染の防止及びその除去等に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（経過措置）

第四十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第四十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。
（平一法一六〇・一部改正）

（事務の区分）

第四十二条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、第十条第一項の規定により処理することとされているもの（総量削減計画の作成に係るものを除く。）並びに同条第二項及び第三項並びに第二十六条の規定により処理することとされているものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（条例との関係）

第四十三条 この法律の規定は、地方公共団体が、大気基準適用施設以外の施設から大気中に排出される排出物又は水質基準適用事業場以外の工場若しくは事業場から排出される水に含まれるダイオキシン類の排出に係る事項に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第八章 罰則

第四十四条 第十五条、第十六条又は第二十二条第一項若しくは第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定に違反した者

二 第二十三条第三項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮（こ）又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第一項第一号及び前項の違反行為については、当該違反行為が行われた日から三月以内に都道府県知事が当該違反行為に係る施設に関しその職員に第三十四条第一項の規定による立入検査をさせ、当該立入検査において環境省令で定める方法により測定した結果が排出基準又は総量規制基準に適合しない場合に限り、当該違反行為をした者を罰する。

（平一法一六〇・一部改正）

第四十六条 第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第一項の規定に違反した者

三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十九条 第十三条第二項、第十八条又は第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条第二項、第三十四条第二項、第三十七条及び第四十二条並びに附則第五条の規定 平成十二年四月一日

二 附則第十条中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第三条第一項に一号を加える改正規定及び同法第四条第一項に一号を加える改正規定 公布の日から起算して二年を経過した日

（検討）

第二条 政府は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 ダイオキシン類に係る規制の在り方については、この法律の目的を踏まえつつ、その時点において到達されている水準の科学的知見（次項において単に「科学的知見」という。）に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。

3 ダイオキシン類に係る健康被害の状況及び食品への蓄積の状況を勘案して、その対策については、科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

第三条 政府は、ダイオキシン類の発生過程における特性にかんがみ、小規模な廃棄物焼却炉の構造及び維持管理に関する規制並びに廃棄物焼却施設によらない廃棄物の焼却に関する規制の在り方について、検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第四条 平成十二年三月三十一日までの間は、第十一条第二項中「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関」とあり、及び第二十九条第三項中「環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関」とあるのは「都道府県環境審議会」と、第十一条第三項中「あらかじめ、環境庁長官に協議し、その同意を得なければならない」とあるのは「総理府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を環境庁長官に報告しなければならない。この場合において、環境庁長官は、当該報告を受けたときは、当該計画の作成に関し必要な助言又は勧告をすることができる」と、第三十一条第四項中「内閣総理大臣に協議し、その」とあるのは「内閣総理大臣の」と、第三十四条第一項中「環境庁長官又は都道府県知事」と

あるのは「都道府県知事」と、第四十一条第一項中「定める市（特別区を含む。次項において同じ。）」とあるのは「定める市」と、「が行うこととする」とあるのは「に委任する」とする。

2 平成十二年三月三十一日までの間に前項の規定により読み替えて適用される第十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告がされているときは、当該報告に係る第十条第一項の総量削減計画は、同年四月一日以後は、第十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による同意を得た第十条第一項の総量削減計画とみなす。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可・承認・指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一二年五月三十一日法律第九一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一三年四月一日）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令

(平成十一年十二月二十七日)
(政令第四百三十三号)

改正 平成一二年 六月 七日政令第三一三号

ダイオキシン類対策特別措置法施行令をここに公布する。

ダイオキシン類対策特別措置法施行令

内閣は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項、第六条第一項、第八条第三項、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十一条第二項第一号、第三十四条第一項、第四十条並びに第四十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定施設）

第一条 ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項のダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものは別表第一に掲げる施設とし、同項のダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第二に掲げる施設とする。

（耐容一日摂取量）

第二条 法第六条第一項の政令で定める値は、四ピコグラムとする。

（排出基準に関する条例）

第三条 法第八条第三項の規定による条例においては、排出ガスに係る排出基準にあつてはダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件についての法第七条の基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めるものとし、排出水に係る排出基準にあつてはダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境上の条件についての同条の基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めるものとする。

（設置者による測定）

第四条 法第二十八条第一項の規定による測定は、毎年一回以上、同項の排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量について、環境省令で定める方法により行うものとする。

2 法第二十八条第二項の規定による測定は、同項のばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量について、環境省令で定める方法により行うものとする。

（平一政三三・一部改正）

（対策地域の指定要件）

第五条 法第三十一条第一項の政令で定める要件は、人が立ち入ることができる地域（工場又は事業場の敷地の区域のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者以外の者が立ち入ることができないものを除く。）であることとする。

（対策計画の内容）

第六条 法第三十一条第一項に規定する対策計画においては、同条第二項第一号イ又はロに規定する事業に関する事項については当該事業の実施地域、内容及び事業費の額並びに当該事業を実施する者を明らかにして定めるものとし、同号イ及びロに規定する事業以外の措置に関する事項については当該措置の対象地域及び内容並びに当該措置を講ずる期間を明らかにして定めるものとする。

（報告及び検査）

第七条 環境大臣又は都道府県知事は、法第三十四条第一項の規定により、大気基準適用施設を設置している者に対し、大気基準適用施設の使用の方法、排出ガスの処理の方法、排出ガスの量及び排出ガス中のダイオキシン類の濃度、法第十二条第二項の環境省令で定める事項（大気基準適用施設に係るものに限る。）並びに大気基準適用施設の事故の状況及び事故時の措置について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、法第三十四条第一項の規定により、水質基準対象施設を設置している者に対し、水質基準対象施設の使用の方法、汚水又は廃液の処理の方法並びに排出水の汚染状態及び量、法第十二条第二項の環境省令で定める事項（水質基準対象施設に係るものに限る。）並びに水質基準対象施設の事故の状況及び事故時の措置について報告を求めることができる。

3 環境大臣又は都道府県知事は、法第三十四条第一項の規定により、その職員に、大気基準適用施設を設置する工場又は事業場に立ち入り、大気基準適用施設及び排出ガスの処理施設並びにこれらの関連施設、大気基準適用施設において使用する燃料及び原料並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

4 環境大臣又は都道府県知事は、法第三十四条第一項の規定により、その職員に、水質基準適用事業場に立ち入り、水質基準対象施設及び汚水又は廃液の処理施設並びにこれらの関連施設、水質基準対象施設において使用する原料、当該水質基準適用事業場の敷地内の土壌及び地下水並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

（平一政三三・一部改正）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中次に掲げる事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十八条並びに第十九条第三項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第十五条、第十六条、第二十二條第一項及び第三項並びに第二十三条第三項の規定による命令に関する事務

三 法第十七条第二項の規定による同条第一項の期間の短縮に関する事務

四 法第二十三条第二項の規定による通報の受理に関する事務

五 法第二十三条第四項及び第二十六条第二項の規定による報告に関する事務

六 法第二十六条第一項の規定による常時監視に関する事務

七 法第二十七条第一項の規定による調査測定、同条第二項の規定により送付された結果の受理、同条第三項の規定による調査測定の結果の公表並びに同条第四項の規定による調査測定及び無償集取に関する事務

八 法第二十八条第三項の規定による報告の受理及び同条第四項の規定による測定の結果の公表に関する事務

九 法第三十四条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務

- 十 法第三十五条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務
- 十一 法第三十五条第三項の規定による要請に関する事務
- 十二 法第三十五条第五項の規定による協議に関する事務
- 十三 法第三十六条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに係る事務
(平一政三三・一部改正)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十二年一月十五日）から施行する。ただし、第八条第五号（法第二十六条第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十二年三月三十一日までの間は、第七条中「環境庁長官又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第八条第一項中「（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中次に掲げる事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする」とあるのは「に委任する」とする。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

別表第一（第一条関係）

- 一 焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの
- 二 製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの
- 三 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの
- 四 アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が一トン以上のもの
- 五 廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が〇・五平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が一時間当たり五〇キログラム以上のもの

別表第二（第一条関係）

- 一 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 二 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- 三 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 四 別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
- 六 下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
- 七 第一号から第五号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第五号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(平成十一年七月十三日)
(法律第八十六号)

改正 平成一一年一二月二日法律第一六〇号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律をここに公布する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等（第五条—第十三条）
- 第三章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等（第十四条—第十六条）
- 第四章 雑則（第十七条—第二十三条）
- 第五章 罰則（第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。

2 この法律において「第一種指定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

- 一 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。
- 二 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。
- 三 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。

3 この法律において「第二種指定化学物質」とは、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる化学物質（第一種指定化学物質を除く。）で政令で定めるものをいう。

4 前二項の政令は、環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮して定めるものとする。

5 この法律において「第一種指定化学物質等取扱事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、政令で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令で定める要件に該当するものをいう。

- 一 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するもの（以下「第一種指定化学物質等」という。）を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者
- 二 前号に掲げる者以外の者であって、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者

6 この法律において「指定化学物質等取扱事業者」とは、前項各号のいずれかに該当する事業者及び第二種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するもの（以下「第二種指定化学物質等」という。）を使用する者その他業として第二種指定化学物質等を取り扱う者をいう。

7 この法律において「電子情報処理組織」とは、主務大臣又は都道府県知事の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第五条第二項の規定による届出をしようとする者又は第六条第一項若しくは第八項若しくは第十条第一項の規定による請求をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（化学物質管理指針）

第三条 主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等（以下「指定化学物質等」という。）の管理に係る措置に関する指針（以下「化学物質管理指針」という。）を定めるものとする。

2 化学物質管理指針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項
- 二 指定化学物質等の製造の過程におけるその回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項
- 三 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項
- 四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

3 主務大臣は、化学物質管理指針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 主務大臣は、化学物質管理指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（事業者の責務）

第四条 指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等第二条第二項各号のいずれかに該当するものであることを認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

第二章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等 (排出量等の把握及び届出)

第五条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量（第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法その他の主務省令で定める方法により当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として算出する量をいう。次項及び第九条第一項において同じ。）及び移動量（その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量として主務省令で定める方法により算出する量をいう。次項において同じ。）を主務省令で定めるところにより把握しなければならない。

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出（次条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るものを除く。）は、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該届出に係る事項に関し意見を付すことができる。

(対応化学物質分類名への変更)

第六条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称（以下「対応化学物質分類名」という。）をもって次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、前条第二項の規定による届出と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

3 主務大臣は、第一項の請求があったときは、遅滞なく、前条第二項の規定による届出に係る事項のうち当該請求に係る第一種指定化学物質に係るものについて、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名をもって当該第一種指定化学物質に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。

5 主務大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

6 前二項の決定は、第一項の請求があった日から三十日以内にするものとする。

7 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

8 第一種指定化学物質等取扱事業者は、毎年度、当該年度の前年度以前の各年度において第八条第一項の規定によりファイルに記録された対応化学物質分類名を維持する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨の請求を行わなければならない。

9 第四項から第七項までの規定は、前項の請求について準用する。この場合において、第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは、「第八項」と読み替えるものとする。

(届出事項の通知等)

第七条 主務大臣は、第五条第二項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を経済産業大臣及び環境大臣に通知するものとする。ただし、当該届出に係る事項のうち第一種指定化学物質の名称について前条第一項の請求があったときは、当該第一種指定化学物質の名称については、対応化学物質分類名をもって通知するものとする。

2 主務大臣は、前条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の決定をしたときは、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を経済産業大臣及び環境大臣並びに当該決定に係る関係都道府県知事に通知するものとする。この場合において、当該通知は、同条第五項の規定による第一種指定化学物質等取扱事業者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに行うものとする。

3 主務大臣は、毎年度、当該年度の前年度以前の各年度において前条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）の決定をした場合であって、当該年度において同条第八項の請求がないときは、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を経済産業大臣及び環境大臣並びに当該決定に係る関係都道府県知事に通知するものとする。

4 環境大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、第一項ただし書の規定による通知に係る第一種指定化学物質に関し第五条第二項の規定により届け出られた事項について説明を求めることができる。

5 関係都道府県知事は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事の管轄する区域に係る前条第三項の規定による通知に係る第一種指定化学物質に関し第五条第二項の規定により届け出られた事項について説明を求めることができる。

(平一一法一六〇・一部改正)

(届出事項の集計等)

第八条 経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項から第三項までの規定により通知された事項について、経済産業省令、環境省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定による記録をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下「ファイル記録事項」という。）のうち、主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを当該主務大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。

3 経済産業大臣及び環境大臣は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。

4 経済産業大臣及び環境大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を主務大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。

5 主務大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。

(平一一法一六〇・一部改正)

(届け出られた排出量以外の排出量の算出等)

第九条 経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得て、第一種指定化学物質等取扱事業者以外の事業者の事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量その他第五条第二項の規定により届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量を経済産業省令、環境省令で定める事項ごとに算出するものとする。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定により算出された結果を経済産業省令、環境省令で定めるところにより集計し、その結

果を前条第四項の集計した結果と併せて公表するものとする。

(平一一法一六〇・一部改正)

(開示請求権)

第十条 何人も、第八条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係る集計結果に集計されているファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

2 前項の請求(以下「開示請求」という。)は、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- 二 事業所の名称、所在地その他の開示請求に係る事業所を特定するに足りる事項

(排出量等の開示義務)

第十一条 主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

(調査の実施等)

第十二条 国は、第八条第四項及び第九条第二項に規定する結果並びに第一種指定化学物質の安全性の評価に関する内外の動向を勘案して、環境の状況の把握に関する調査のうち第一種指定化学物質に係るもの及び第一種指定化学物質による人の健康又は動植物の生息若しくは生育への影響に関する科学的知見を得るための調査を総合的かつ効果的に行うとともに、その成果を公表するものとする。

(資料の提供の要求等)

第十三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において国が行う前条に規定する調査に関し、当該調査を行う行政機関の長に対し、必要な資料の提供を求め、又は意見を述べることができる。

第三章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供)

第十四条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時までに、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。

2 指定化学物質等取扱事業者は、前項の規定により提供した指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定する情報の提供に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正)

(勧告及び公表)

第十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該指定化学物質等取扱事業者に対し、同項の規定に従って必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(平一一法一六〇・一部改正)

(報告の徴収)

第十六条 経済産業大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定化学物質等取扱事業者に対し、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供に関し報告をさせることができる。

(平一一法一六〇・一部改正)

第四章 雑則

(国及び地方公共団体の措置)

第十七条 国は、化学物質の安全性の評価に関する国際的動向に十分配慮しつつ、化学物質の性状に関する科学的知見の充実に努めるとともに、化学物質の安全性の評価に関する試験方法の開発その他の技術的手法の開発に努めるものとする。

2 国は、化学物質の性状及び取扱いに関する情報に係るデータベース(論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)の整備及びその利用の促進に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、指定化学物質等取扱事業者が行う指定化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて指定化学物質等の性状及び管理並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

5 国及び地方公共団体は、前二項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

(審議会等の意見の聴取)

第十八条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二条第二項又は第三項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

(平一一法一六〇・一部改正)

(手数料)

第十九条 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

(電子情報処理組織の使用等に関する事項)

第二十条 主務大臣は、第五条第二項の規定による届出又は第六条第一項若しくは第八項の請求については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。

以下同じ。)により行わせることができる。

2 主務大臣は、第六条第四項又は第五項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスクにより行うことができる。

3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第五条第二項の規定による届出又は第六条第一項若しくは第八項の請求が行われた場合には、当該届出のうち第五条第三項の規定により都道府県知事を経由して行われたものについては当該都道府県知事の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該都道府県知事に、当該届出のうち第六条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るもの又は同項若しくは同条第八項の請求については主務大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該主務大臣に、それぞれ到達したものとみなす。

4 第二項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた第六条第四項又は第五項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、第六条第一項又は第八項の請求をした者の使用に係る入出力装置に備えられたファイルへの記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該請求をした者に到達したものと推定する。

5 主務大臣は、第十条第一項の請求又は第十一条の規定による開示については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

（経過措置）

第二十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（主務大臣等）

第二十二条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第二条第七項の規定による指定、第十条第一項の規定による請求及び第十一条の規定による開示に関する事項並びに第二十条第五項に定める事項については、経済産業大臣、環境大臣又は当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣
 - 二 第三条第一項の規定による化学物質管理指針の策定、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による公表に関する事項（同条第二項第四号に掲げる事項に係るものを除く。）については、経済産業大臣及び環境大臣
 - 三 第三条第一項の規定による化学物質管理指針の策定、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による公表に関する事項（同条第二項第四号に掲げる事項に係るものに限る。）については、経済産業大臣
 - 四 第五条第二項の規定による届出、第六条第一項の規定による請求、同条第三項の規定による通知、同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による決定及び通知、同条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長、同条第八項の規定による請求、第七条第一項から第三項までの規定による通知、同条第四項及び第五項の規定による説明、第八条第二項及び第四項の規定による通知並びに同条第五項の規定による集計及び公表に関する事項並びに第二十条第一項及び第二項に定める事項については、当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣
- 2 この法律における主務省令は、経済産業大臣、環境大臣及び当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣の発する命令とする。

（平一一法一六〇・一部改正）

（事務の区分）

第二十三条 第五条第三項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成一二年政令第一三七号で平成一二年三月三〇日から施行）

- 一 第十八条の規定 公布の日
- 二 第三章及び第二十四条（第一号を除く。）の規定
公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
（平成一二年政令第五一八号で平成一三年一月一日から施行）
- 三 第二章、第十九条、第二十条及び第二十四条（第一号に限る。）並びに次条の規定
公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 第二十三条及び附則第四条の規定
平成十二年四月一日又は前号に定める日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条 第六条第六項に規定する日が、前条第三号に規定する規定の施行の日の属する年度の翌年度にある場合には、同項中「三十日以内」とあるのは、「五月以内」とする。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄
（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可・承認・指定その他の処分又は

通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

(平成十二年三月二十九日)
(政令第百三十八号)

改正 平成一二年 六月 七日政令第三一三号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令をここに公布する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種指定化学物質）

第一条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

（第二種指定化学物質）

第二条 法第二条第三項の第二種指定化学物質は、別表第二のとおりとする。

（業種）

第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 金属鉱業
- 二 原油及び天然ガス鉱業
- 三 製造業
- 四 電気業
- 五 ガス業
- 六 熱供給業
- 七 下水道業
- 八 鉄道業
- 九 倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）
- 十 石油卸売業
- 十一 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）
- 十二 自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）
- 十三 燃料小売業
- 十四 洗濯業
- 十五 写真業
- 十六 自動車整備業
- 十七 機械修理業
- 十八 商品検査業
- 十九 計量証明業（一般計量証明業を除く。）
- 二十 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）
- 二十一 産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）
- 二十二 高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
- 二十三 自然科学研究所

（第一種指定化学物質等取扱事業者の要件）

第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当すること。
 - イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であって、特定第一種指定化学物質（別表第一第二十六号、第四十二号、第六十号、第六十九号、第七十七号、第七十九号、第二百三十二号、第二百五十二号、第二百九十四号、第二百九十五号、第二百九十九号及び第三百四十三号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。）以外のもののいずれかの質量（その第一種指定化学物質が次の（1）から（16）までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（1）から（16）までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質質量」という。）が一トン以上である事業所を有していること。
 - (1) 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
 - (2) 別表第一第二十五号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
 - (3) 別表第一第六十四号に掲げる第一種指定化学物質 銀
 - (4) 別表第一第六十八号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
 - (5) 別表第一第百号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
 - (6) 別表第一第百八号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
 - (7) 別表第一第百七十五号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
 - (8) 別表第一第百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
 - (9) 別表第一第百七十八号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
 - (10) 別表第一第二百七号に掲げる第一種指定化学物質 銅
 - (11) 別表第一第二百三十号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
 - (12) 別表第一第二百四十三号に掲げる第一種指定化学物質 バリウム
 - (13) 別表第一第二百八十三号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
 - (14) 別表第一第三百四号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
 - (15) 別表第一第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
 - (16) 別表第一第三百四十六号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン
 - ロ その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。）のいずれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次の（1）から（5）までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（1）から（5）までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質質量」という。）が一トン以上である事業所を有していること。
 - (1) 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
 - (2) 別表第一第二十五号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
 - (3) 別表第一第六十四号に掲げる第一種指定化学物質 銀
 - (4) 別表第一第六十八号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
 - (5) 別表第一第百号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト

物質量」という。)が〇・五トン以上である事業所を有していること。

- (1) 別表第一第六十号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
- (2) 別表第一第六十九号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (3) 別表第一第二百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (4) 別表第一第二百五十二号に掲げる第一種指定化学物質 砒くひ>素
- (5) 別表第一第二百九十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム

ハ 前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設を設置していること。

ニ 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。

ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。

二 常時使用する従業員の数が二十人以上であること。

（法第二条第五項第一号の政令で定める要件）

第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第一項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

（法第二条第六項の政令で定める要件）

第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量（別表第二第九号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するインジウムの質量、同表第四十四号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するタリウムの質量、同表第五十号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するテルルの質量）の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

（審議会等で政令で定めるもの）

第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

（平一二政三一一・追加）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十二年三月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

別表第一（第一条関係）（平一二政三一一・一部改正）

- 一 亜鉛の水溶性化合物
- 二 アクリルアミド
- 三 アクリル酸
- 四 アクリル酸エチル
- 五 アクリル酸二（ジメチルアミノ）エチル
- 六 アクリル酸メチル
- 七 アクリロニトリル
- 八 アクロレイン
- 九 アジピン酸ビス（二一エチルヘキシル）
- 十 アジポニトリル
- 十一 アセトアルデヒド
- 十二 アセトニトリル
- 十三 ニ・ニ'ーアゾビスイソブチロニトリル
- 十四 オルトーアニシジン
- 十五 アニリン
- 十六 ニーアミノエタノール
- 十七 Nー（二ーアミノエチル）ーー・二ーエタンジアミン（別名ジエチレントリアミン）
- 十八 五ーアミノーーー [ニ・六ージクロロー四ー（トリフルオロメチル）フェニル]ー三ーシアノー四ー〔（トリフルオロメチル）

スルフィニル] ピラゾール (別名フィプロニル)
 十九 三ーアミノーHー・二・四ートリアゾール (別名アミトロール)
 二十 二ーアミノー四ー [ヒドロキシ (メチル) ホスフィノイル] 酪酸 (別名グルホシネート)
 二十一 メターアミノフェノール
 二十二 アリルアルコール
 二十三 ーアリルオキシー二・三ーエポキシプロパン
 二十四 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。)
 二十五 アンチモン及びその化合物
 二十六 石綿
 二十七 三ーイソシアナトメチルー三・五・五ートリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート
 二十八 イソブレン
 二十九 四・四'ーイソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノール A)
 三十 四・四'ーイソプロピリデンジフェノールとークロロー二・三ーエポキシプロパンの重縮合物 (別名ビスフェノール A 型エポキシ樹脂) (液状のものに限る。)
 三十一 二・二'ー [イソプロピリデンビス [(二・六ージプロモー四・ーフェニレン) オキシ]] ジエタノール
 三十二 二ーイミダゾリジンチオン
 三十三 ー・ー'ー [イミノジ (オクタメチレン)] ジグアニジン (別名イミノクタジン)
 三十四 エチル＝二ー [四ー (六ークロロー二ーキノキサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名キザロホップエチル)
 三十五 Sーエチル＝二ー (四ークロロー二ーメチルフェノキシ) チオアセタート (別名フェノチオール又は MCPA チオエチル)
 三十六 Oーエチル＝Oー (六ーニトロメタートリル) ＝セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート (別名ブタミホス)
 三十七 Oーエチル＝Oー四ーニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート (別名 EPN)
 三十八 Nー (ーエチルプロピル) ー二・六ージニトロー三・四ーキシリジン (別名ベンディメタリン)
 三十九 Sーエチル＝ヘキサヒドローHーアゼピンーーカルボチオアート (別名モリネート)
 四十 エチルベンゼン
 四十一 エチレンイミン
 四十二 エチレンオキシド
 四十三 エチレングリコール
 四十四 エチレングリコールモノエチルエーテル
 四十五 エチレングリコールモノメチルエーテル
 四十六 エチレンジアミン
 四十七 エチレンジアミン四酢酸
 四十八 N・N'ーエチレンビス (ジチオカルバミン酸) 亜鉛 (別名ジネブ)
 四十九 N・N'ーエチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン (別名マンネブ)
 五十 N・N'ーエチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガンと N・N'ーエチレンビス (ジチオカルバミン酸) 亜鉛の錯化合物 (別名マンコセブ又はマンセブ)
 五十一 ー・ー'ーエチレンー二・二'ービピリジニウム＝ジプロミド (別名ジクアトジプロミド又はジクワット)
 五十二 四'ーエトキシアセトアニリド (別名フェナセチン)
 五十三 五ーエトキシー三ートリクロロメチルー・二・四ーチアジアゾール (別名エクロメゾール)
 五十四 エピクロロヒドリン
 五十五 二・三ーエポキシーープロパノール
 五十六 ー・二ーエポキシプロパン (別名酸化プロピレン)
 五十七 二・三ーエポキシプロピル＝フェニルエーテル
 五十八 ーオクタノール
 五十九 パラーオクチルフェノール
 六十 カドミウム及びその化合物
 六十一 イブシロンーカプロラクタム
 六十二 二・六ーキシレノール
 六十三 キシレン
 六十四 銀及びその水溶性化合物
 六十五 グリオキサール
 六十六 グルタルアルデヒド
 六十七 クレゾール
 六十八 クロム及び三価クロム化合物
 六十九 六価クロム化合物
 七十 クロロアセチル＝クロリド
 七十一 オルトークロロアニリン
 七十二 パラークロロアニリン
 七十三 メタークロロアニリン
 七十四 クロロエタン
 七十五 二ークロロー四ーエチルアミノー六ーイソプロピルアミノー・三・五ートリアジン (別名アトラジン)
 七十六 二ークロロー二'ーエチルーNー (二ーメトキシーーメチルエチル) ー六'ーメチルアセトアニリド (別名メトラクロール)
 七十七 クロロエチレン (別名塩化ビニル)
 七十八 三ークロローNー (三ークロロー五ートリフルオロメチルー二ービニル) ーアルファ・アルファ・アルファートリフル
 オロー二・六ージニトロパラートリジン (別名フルアジナム)
 七十九 ー [[二ー [二ークロロー四ー (四ークロロフェノキシ) フェニル] ー四ーメチルー・三ージオキサランー二ーイル]
 メチル] ーHー・二・四ートリアゾール (別名ジフェノコナゾール)
 八十 クロロ酢酸
 八十一 二ークロロー二'・六'ージエチルーNー (二ープロボキシエチル) アセトアニリド (別名プレチラクロール)
 八十二 二ークロロー二'・六'ージエチルーNー (メトキシメチル) アセトアニリド (別名アラクロール)
 八十三 ークロロー二・四ージニトロベンゼン
 八十四 ークロローー・ージフルオロエタン (別名 HCFCー一四二 b)
 八十五 クロロジフルオロメタン (別名 HCFCー二二)
 八十六 二ークロローー・ー・ー・二ーテトラフルオロエタン (別名 HCFCー一二四)

八十七 クロロトリフルオロエタン（別名 HCFC—一三三）
 八十八 クロロトリフルオロメタン（別名 CFC—一三）
 八十九 オルトークロロトルエン
 九十 ニークロロ—四・六—ビス（エチルアミノ）—一・三・五—トリアジン（別名シマジン又は CAT）
 九十一 三ークロロプロベン（別名塩化アリル）
 九十二 四ークロロベンジル=N—（二・四—ジクロロフェニル）—ニ—（一 H—一・二・四—トリアゾール—一—イル）チオアセトイミダート（別名イミベンコナゾール）
 九十三 クロロベンゼン
 九十四 クロロペンタフルオロエタン（別名 CFC—一一五）
 九十五 クロロホルム
 九十六 クロロメタン（別名塩化メチル）
 九十七 （四—クロロ—ニ—メチルフェノキシ）酢酸（別名 MCP 又は MCPA）
 九十八 ニークロロ—N—（三—メトキシ—ニ—チエニル）—ニ'・六'—ジメチルアセトアニリド（別名テニルクロール）
 九十九 五酸化バナジウム
 百 コバルト及びその化合物
 百一 酢酸ニ—エトキシエチル（別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート）
 百二 酢酸ビニル
 百三 酢酸ニ—メトキシエチル（別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート）
 百四 サリチルアルデヒド
 百五 アルファーシアノ—三—フェノキシベンジル=N—（ニークロロ—アルファ・アルファ・アルファ—トリフルオロ—パラ—トリル）—D—バリナート（別名フルバリネート）
 百六 アルファーシアノ—三—フェノキシベンジル=N—（四—クロロフェニル）—三—メチルブチラート（別名フェンバレレート）
 百七 アルファーシアノ—三—フェノキシベンジル=N—（二・二—ジクロロビニル）—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名シベルメトリン）
 百八 無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）
 百九 ニ—（ジエチルアミノ）エタノール
 百十 N・N—ジエチルチオカルバミン酸 S—四—クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）
 百十一 N・N—ジエチル—三—（二・四・六—トリメチルフェニルスルホニル）—一 H—一・二・四—トリアゾール—一—カルボキサミド（別名カフエンストロール）
 百十二 四塩化炭素
 百十三 一・四—ジオキサン
 百十四 シクロヘキシルアミン
 百十五 N—シクロヘキシル—ニ—ベンゾチアゾールスルフェンアミド
 百十六 一・二—ジクロロエタン
 百十七 一・一—ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）
 百十八 シス—一・二—ジクロロエチレン
 百十九 トランス—一・二—ジクロロエチレン
 百二十 三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタン
 百二十一 ジクロロジフルオロメタン（別名 CFC—一二）
 百二十二 三・五—ジクロロ—N—（一・一—ジメチル—ニ—プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
 百二十三 ジクロロテトラフルオロエタン（別名 CFC—一一四）
 百二十四 ニ・二—ジクロロ—一・一—トリフルオロエタン（別名 HCFC—一二三）
 百二十五 二'・四—ジクロロ—アルファ・アルファ・アルファ—トリフルオロ—四'—ニトロ—メタートルエンスルホンアニリド（別名フルスルファミド）
 百二十六 ニ—〔四—（二・四—ジクロロ—メタートルオイル）—一・三—ジメチル—五—ピラゾリルオキシ〕—四—メチルアセトフェノン（別名ベンゾフェナップ）
 百二十七 一・二—ジクロロ—三—ニトロベンゼン
 百二十八 一・四—ジクロロ—ニ—ニトロベンゼン
 百二十九 三—（三・四—ジクロロフェニル）—一・一—ジメチル尿素（別名ジウロン又は DCMU）
 百三十 三—（三・四—ジクロロフェニル）—一—メトキシ—一—メチル尿素（別名リニユロン）
 百三十一 二・四—ジクロロフェノキシ酢酸（別名二・四—D 又は二・四—PA）
 百三十二 一・一—ジクロロ—一—フルオロエタン（別名 HCFC—一四—b）
 百三十三 ジクロロフルオロメタン（別名 HCFC—二—）
 百三十四 一・三—ジクロロ—ニ—プロパノール
 百三十五 一・二—ジクロロプロパン
 百三十六 三'・四'—ジクロロプロピオンアニリド（別名プロパニル又は DCPA）
 百三十七 一・三—ジクロロプロベン（別名 D—D）
 百三十八 三・三'—ジクロロベンジジン
 百三十九 オルト—ジクロロベンゼン
 百四十 パラ—ジクロロベンゼン
 百四十一 ニ—〔四—（二・四—ジクロロベンゾイル）—一・三—ジメチル—五—ピラゾリルオキシ〕アセトフェノン（別名ピラゾキシフェン）
 百四十二 四—（二・四—ジクロロベンゾイル）—一・三—ジメチル—五—ピラゾリル—四—トルエンスルホナート（別名ピラゾレート）
 百四十三 二・六—ジクロロベンゾニトリル（別名ジクロベニル又は DBN）
 百四十四 ジクロロペンタフルオロプロパン（別名 HCFC—二二五）
 百四十五 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）
 百四十六 ニ・三—ジシアノ—一・四—ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）
 百四十七 一・三—ジチオラン—ニ—イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
 百四十八 ジチオリン酸 O—エチル—S・S—ジフェニル（別名エディフェンホス又は EDDP）
 百四十九 ジチオリン酸 S—ニ—（エチルチオ）エチル—O・O—ジメチル（別名チオメトン）
 百五十 ジチオリン酸 O—エチル—O—（四—メチルチオフェニル）—S—ノルマル—プロピル（別名スルプロホス）
 百五十一 ジチオリン酸 O・O—ジエチル—S—（ニ—エチルチオエチル）（別名エチルチオメトン又はジスルホトン）

百五十二 ジチオリン酸 $O \cdot O$ -ジエチル-S- [(六-クロロ-二・三-ジヒドロ-二-オキソベンゾオキサゾリニル) メチル]
 (別名ホサロン)
 百五十三 ジチオリン酸 O -二・四-ジクロロフェニル- O -エチル-S-プロピル (別名プロチオホス)
 百五十四 ジチオリン酸 S- (二・三-ジヒドロ-五-メトキシ-二-オキソ-一・三・四-チアジアゾール-三-イル) メチル
 $O \cdot O$ -ジメチル (別名メチダチオン又は DMTP)
 百五十五 ジチオリン酸 $O \cdot O$ -ジメチル-S-一・二-ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラソン又はマラチオン)
 百五十六 ジチオリン酸 $O \cdot O$ -ジメチル-S- [(N-メチルカルバモイル) メチル] (別名ジメトエート)
 百五十七 ジニトロトルエン
 百五十八 二・四-ジニトロフェノール
 百五十九 ジフェニルアミン
 百六十 ニー (ジ-ノルマル-ブチルアミノ) エタノール
 百六十一 N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸二・三-ジヒドロ-二・二-ジメチル-七-ベンゾ [b] フラニル (別
 名カルボスルファン)
 百六十二 ジプロモテトラフルオロエタン (別名ハロン-二四〇二)
 百六十三 二・六-ジメチルアニリン
 百六十四 三・四-ジメチルアニリン
 百六十五 N・N-ジメチルチオカルバミン酸 S-四-フェノキシブチル (別名フェノチオカルブ)
 百六十六 N・N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド
 百六十七 ジメチル=二・二・ニートリクロロ-一・ヒドロキシエチルホスホナート (別名トリクロロホン又は DEP)
 百六十八 一・一'-ジメチル-四・四'-ビビリジニウム塩 (次号に掲げるものを除く。)
 百六十九 一・一'-ジメチル-四・四'-ビビリジニウム=ジクロリド (別名バラコート又はバラコートジクロリド)
 百七十 N- (一・二-ジメチルプロピル) -N-エチルチオカルバミン酸 S-ベンジル (別名エスプロカルブ)
 百七十一 三・三'-ジメチルベンジジン (別名オルトトリジン)
 百七十二 N・N-ジメチルホルムアミド
 百七十三 ニー [(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ] -二-フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又は PAP)
 百七十四 三・五-ジヨード-四-オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル)
 百七十五 水銀及びその化合物
 百七十六 有機スズ化合物
 百七十七 スチレン
 百七十八 セレン及びその化合物
 百七十九 ダイオキシシン類
 百八十 ニーチオキソ-三・五-ジメチルテトラヒドロ-二 H-一・三・五-チアジアジン (別名ダゾメット)
 百八十一 チオ尿素
 百八十二 チオフェノール
 百八十三 チオリン酸 O -一 (四-クロロフェニル) -四-ピラゾリル- O -エチル-S-プロピル (別名ピラクロホス)
 百八十四 チオリン酸 O -四-シアノフェニル- $O \cdot O$ -ジメチル (別名シアノホス又は CYAP)
 百八十五 チオリン酸 $O \cdot O$ -ジエチル- O - (二-イソプロピル-六-メチル-四-ビリミジニル) (別名ダイアジノン)
 百八十六 チオリン酸 $O \cdot O$ -ジエチル- O - (六-オキソ-一-フェニル-一・六-ジヒドロ-三-ビリダジニル) (別名ビリダ
 フェンチオン)
 百八十七 チオリン酸 $O \cdot O$ -ジエチル- O -二-キノキサリニル (別名キナルホス)
 百八十八 チオリン酸 $O \cdot O$ -ジエチル- O - (三・五・六-トリクロロ-二-ビリジル) (別名クロルビリホス)
 百八十九 チオリン酸 $O \cdot O$ -ジエチル- O - (五-フェニル-三-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
 百九十 チオリン酸 O -二・四-ジクロロフェニル- $O \cdot O$ -ジエチル (別名ジクロフェンチオン又は ECP)
 百九十一 チオリン酸 $O \cdot O$ -ジメチル-S- [二- [一- (N-メチルカルバモイル) エチルチオ] エチル] (別名バミドチオン)
 百九十二 チオリン酸 $O \cdot O$ -ジメチル- O - (三-メチル-四-ニトロフェニル) (別名フェントロチオン又は MEP)
 百九十三 チオリン酸 $O \cdot O$ -ジメチル- O - (三-メチル-四-メチルチオフェニル) (別名フェンチオン又は MPP)
 百九十四 チオリン酸 O -三・五・六-トリクロロ-二-ビリジル- $O \cdot O$ -ジメチル (別名クロルビリホスメチル)
 百九十五 チオリン酸 O -四-プロモ-二-クロロフェニル- O -エチル-S-プロピル (別名プロフェノホス)
 百九十六 チオリン酸 S-ベンジル- $O \cdot O$ -ジイソプロピル (別名イプロベンホス又は IBP)
 百九十七 デカプロモジフェニルエーテル
 百九十八 一・三・五・七-テトラアザトリシクロ [三・三・一・一 (三・七)] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
 百九十九 テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又は TPN)
 二百 テトラクロロエチレン
 二百一 テトラクロロジフルオロエタン (別名 CFC-一一二)
 二百二 テトラヒドロメチル無水フタル酸
 二百三 テトラフルオロエチレン
 二百四 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又は チラム)
 二百五 テレフタル酸
 二百六 テレフタル酸ジメチル
 二百七 銅水溶性塩 (錯塩を除く。)
 二百八 トリクロロアセトアルデヒド
 二百九 一・一・一-トリクロロエタン
 二百十 一・一・二-トリクロロエタン
 二百十一 トリクロロエチレン
 二百十二 二・四・六-トリクロロ-一・三・五-トリアジン
 二百十三 トリクロロトリフルオロエタン (別名 CFC-一一三)
 二百十四 トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)
 二百十五 二・二・ニートリクロロ-一・一-ビス (四-クロロフェニル) エタノール (別名ケルセン又は ジコホル)
 二百十六 (三・五・六-トリクロロ-二-ビリジル) オキシ酢酸 (別名トリクロビル)
 二百十七 トリクロロフルオロメタン (別名 CFC-一一一)
 二百十八 一・三・五-トリス (二・三-エポキシプロピル) -一・三・五-トリアジン-二・四・六 (一 H・三 H・五 H) -トリ
 リオン
 二百十九 二・四・六-トリニトロトルエン
 二百二十 アルファ・アルファ・アルファ-トリフルオロ-二・六-ジニトロ-N・N-ジプロピル-パラ-トルイジン (別名トリ

フルラリン)

二百二十一 二・四・六ートリプロモフェノール

二百二十二 トリプロモメタン (別名プロモホルム)

二百二十三 三・五・五ートリメチル――ヘキサノール

二百二十四 一・三・五ートリメチルベンゼン

二百二十五 オルトートルイジン

二百二十六 パラートルイジン

二百二十七 トルエン

二百二十八 二・四ートルエンジアミン

二百二十九 ニー (ニーナフチルオキシ) プロピオンアニリド (別名ナプロアニリド)

二百三十 鉛及びその化合物

二百三十一 ニッケル

二百三十二 ニッケル化合物

二百三十三 ニトリロ三酢酸

二百三十四 パラーニトロアニリン

二百三十五 ニトログリコール

二百三十六 ニトログリセリン

二百三十七 パラーニトロクロロベンゼン

二百三十八 Nーニトロソジフェニルアミン

二百三十九 パラーニトロフェノール

二百四十 ニトロベンゼン

二百四十一 二硫化炭素

二百四十二 ノニルフェノール

二百四十三 バリウム及びその水溶性化合物

二百四十四 ピクリン酸

二百四十五 二・四ービス (エチルアミノ) ー六ーメチルチオール・三・五ートリアジン (別名シメトリン)

二百四十六 ビス (ハーキノリノラト) 銅 (別名オキシ銅又は有機銅)

二百四十七 三・六ービス (ニークロロフェニル) ー一・二・四・五ーテトラジン (別名クロフェンチジン)

二百四十八 ビス (ジチオリン酸) S・S' ーメチレンーO・O・O'・O' ーテトラエチル (別名エチオン)

二百四十九 ビス (N・Nージメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛 (別名ジラム)

二百五十 ビス (N・Nーシメチルジチオカルバミン酸) N・N' ーエチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメート)

二百五十一 ビス (水素化牛脂) ジメチルアンモニウム＝クロリド

二百五十二 砒 (ひ) 素及びその無機化合物

二百五十三 ヒドラジン

二百五十四 ヒドロキノン

二百五十五 四ービニル――シクロヘキセン

二百五十六 ニービニルピリジン

二百五十七 ー (四ービフェニルオキシ) ー三・三ージメチル―― (一 H――二・四ートリアゾール――イル) ーニー

ブタノール (別名ピテルタノール)

二百五十八 ピペラジン

二百五十九 ピリジン

二百六十 ピロカテコール (別名カテコール)

二百六十一 フェニルオキシラン

二百六十二 オルトーフェニレンジアミン

二百六十三 パラーフェニレンジアミン

二百六十四 メターフェニレンジアミン

二百六十五 パラーフェネチジン

二百六十六 フェノール

二百六十七 三ーフェノキシベンジル＝三ー (二・二ージクロロビニル) ー二・二ージメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ペルメトリン)

二百六十八 一・三ーブタジエン

二百六十九 フタル酸ジノルマルーオクチル

二百七十 フタル酸ジノルマルーブチル

二百七十一 フタル酸ジノルマルーヘブチル

二百七十二 フタル酸ビス (二ーエチルヘキシル)

二百七十三 フタル酸ノルマルーブチル＝ベンジル

二百七十四 ニーターシャリーブチルイミノー三ーイソプロピルー五ーフェニルテトラヒドロー四 H――一・三・五ーチアジジン

ー四ーオン (別名ブプロフェジン)

二百七十五 NーターシャリーブチルーN' ー (四ーエチルベンゾイル) ー三・五ージメチルベンゾヒドラジド (別名テプフェノジド)

二百七十六 Nー [ー (Nーノルマルーブチルカルバモイル) ー Hーニーベンゾイミダゾリル] カルバミン酸メチル (別名ペノミル)

二百七十七 ブチル＝ (R) ー二ー [四ー (四ーシアノーニフルオロフェノキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名シハロホップブチル)

二百七十八 ターシャリーブチル＝四ー [[(一・三ージメチルー五ーフェノキシー四ーピラゾリル) メチリデン] アミノオキシ] メチル] ベンゾアート (別名フェンピロキシメート)

二百七十九 ニー (四ーターシャリーブチルフェノキシ) シクロヘキシル＝二ープロピニル＝スルフィット (別名プロパルギット又はBPPS)

二百八十 ニーターシャリーブチルー五ー (四ーターシャリーブチルベンジルチオ) ー四ークロロー三 (二 H) ーピリダジノン (別名ピリダベン)

二百八十一 Nー (四ーターシャリーブチルベンジル) ー四ークロロー三ーエチル――メチルピラゾールー五ーカルボキサミド (別名テプフェンピラド)

二百八十二 Nー (ターシャリーブチル) ー二ーベンゾチアゾールスルフェンアミド

二百八十三 ふっ化水素及びその水溶性塩
 二百八十四 N・N'ープロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物（別名プロピネブ）
 二百八十五 プロモクロロジフルオロメタン（別名ハロンー二一）
 二百八十六 プロモトリフルオロメタン（別名ハロンー三〇）
 二百八十七 ニープロモプロパン
 二百八十八 プロモメタン（別名臭化メチル）
 二百八十九 ヘキサキス（ニメチルニフェニルプロピル）ジスタノキサン（別名酸化フェンブタズ）
 二百九十 ー・四・五・六・七・七ーヘキサクロロビシクロ〔二・二・一〕ー五ーヘプテンー二・三ージカルボン酸（別名クロレンド酸）
 二百九十一 六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロー・五・五 a・六・九・九 aーヘキサヒドロ六・九ーメタノー二・四・三ーベンゾジオキサチエピン＝三ーオキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）
 二百九十二 ヘキサメチレンジアミン
 二百九十三 ヘキサメチレン＝ジイソシアネート
 二百九十四 ベリリウム及びその化合物
 二百九十五 ベンジリジン＝トリクロリド
 二百九十六 ベンジリデン＝ジクロリド
 二百九十七 ベンジル＝クロリド（別名塩化ベンジル）
 二百九十八 ベンズアルデヒド
 二百九十九 ベンゼン
 三百 ー・二・四ーベンゼントリカルボン酸ー・二ー無水物
 三百 ー二（ニベンゾチアゾリルオキシ）ーNーメチルアセトアニリド（別名メフェナセツト）
 三百二 ペンタクロロニトロベンゼン（別名キントゼン又は PCNB）
 三百三 ペンタクロロフェノール
 三百四 ほう素及びその化合物
 三百五 ホスゲン
 三百六 ポリ塩化ビフェニル（別名 PCB）
 三百七 ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。）
 三百八 ポリ（オキシエチレン）＝オクチルフェニルエーテル
 三百九 ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル
 三百十 ホルムアルデヒド
 三百十一 マンガン及びその化合物
 三百十二 無水フタル酸
 三百十三 無水マレイン酸
 三百十四 メタクリル酸
 三百十五 メタクリル酸ニエチルヘキシル
 三百十六 メタクリル酸ニ・三ーエボキシプロピル
 三百十七 メタクリル酸ニ（ジエチルアミノ）エチル
 三百十八 メタクリル酸ニ（ジメチルアミノ）エチル
 三百十九 メタクリル酸ノルマルブチル
 三百二十 メタクリル酸メチル
 三百二十一 メタクリロニトリル
 三百二十二 (Z)ーニーメチルアセトフェノン＝四・六ージメチルニーピリミジニルヒドラゾン（別名フェリムゾン）
 三百二十三 Nーメチルアニリン
 三百二十四 メチル＝イソチオシアネート
 三百二十五 Nーメチルカルバミン酸ニイソプロピルフェニル（別名イソプロカルブ又は MIPC）
 三百二十六 Nーメチルカルバミン酸ニイソプロボキシフェニル（別名プロボキスル又は PHC）
 三百二十七 Nーメチルカルバミン酸ニ・三ージヒドロニ・ニメチルニベンゾ〔b〕フラニル（別名カルボフラン）
 三百二十八 Nーメチルカルバミン酸ニ・五ージメチルフェニル（別名 XMC）
 三百二十九 Nーメチルカルバミン酸ニナフチル（別名カルバリル又は NAC）
 三百三十 Nーメチルカルバミン酸ニセカンダリブチルフェニル（別名フェノブカルブ又は BPMP）
 三百三十一 メチル＝ニクロロー五（四・六ージメトキシニーピリミジニルカルバモイルスルファモイル）ーニメチルピラゾールー四ーカルボキシラート（別名ハロスルフロニメチル）
 三百三十二 ニーメチルー・五ージ（ニ・四ーキシリル）ー・三・五ートリアザペンター・四ージエン（別名アミトラズ）
 三百三十三 Nーメチルジチオカルバミン酸（別名カーバム）
 三百三十四 六ーメチルー・三ージチオロ〔四・五ーb〕キノキサリンニーオン
 三百三十五 アルファーメチルスチレン
 三百三十六 ニーメチルピリジン
 三百三十七 Sーニメチルニフェニルエチル＝ペリジニカルボチオアート（別名ジメピペレート）
 三百三十八 メチルニ・三ーフェニレン＝ジイソシアネート（別名メタトリレンジイソシアネート）
 三百三十九 ニー（ニメチルプロピル）ー四・六ージニトロフェノール
 三百四十 四・四'ーメチレンジアニン
 三百四十一 メチレンビス（四・ニシクロヘキシレン）＝ジイソシアネート
 三百四十二 Nー（六ーメトキシニーピリジル）ーNーメチルチオカルバミン酸 Oーニターシャリーブチルフェニル（別名ピリブチカルブ）
 三百四十三 九ーメトキシニ七Hーフロ〔三・ニg〕[一]ベンゾピランニーオン（別名メトキサレン）
 三百四十四 ニーメトキシニ五ーメチルアニリン
 三百四十五 メルカプト酢酸
 三百四十六 モリブデン及びその化合物
 三百四十七 りん酸ニクロロー（ニ・四ージクロロフェニル）ビニル＝ジエチル（別名クロルフェンビンホス又は CVP）
 三百四十八 りん酸ニクロロー（ニ・四ージクロロフェニル）ビニル＝ジメチル（別名ジメチルビンホス）
 三百四十九 りん酸ニ・ニジプロモニ・ニジクロロエチル＝ジメチル（別名ナレド又は BRP）
 三百五十 りん酸ジメチル＝ニ・ニジクロロビニル（別名ジクロロボス又は DDVP）
 三百五十一 りん酸ジメチル＝（E）ニメチルニ（Nーメチルカルバモイル）ビニル（別名モノクロトホス）
 三百五十二 りん酸トリス（ニクロロエチル）

三百五十三 りん酸トリス（ジメチルフェニル）
三百五十四 りん酸トリーノルマルーブチル

別表第二（第二条関係）

- 一 アセトアミド
- 二 バラーアニシジン
- 三 ニーアミノー五ーニトロペンゾニトリル
- 四 ニーアミノピリジン
- 五 四ー〔（四ーアミノフェニル）（四ーイミノー二・五ーシクロヘキサジエンーイリデン）メチル〕ーニーメチルベンゼンアミン塩酸塩（別名マゼンタ）
- 六 バラーアミノフェノール
- 七 三'ーアミノー四'ーメトキシアセトアニリド
- 八 四ーアリルーー・ニージメトキシベンゼン
- 九 インジウム及びその化合物
- 十 Nーエチルアニリン
- 十一 ニーエチルアミノー四ーイソプロピルアミノー六ーメチルチオーー・三・五ートリアジン（別名アメトリン）
- 十二 Oーエチル＝Oーニー（イソプロボキシカルボニル）フェニル＝Nーイソプロピルホスホルアミドチオアート（別名イソフェンホス）
- 十三 五ーエチルー五ーフェニルー二・四・六（一H・三H・五H）ーピリミジントリオン（別名フェノバルビタール）
- 十四 一・ニーエポキシブタン
- 十五 四ーオキシラニルーー・ニーエポキシシクロヘキサン
- 十六 オルトケイ酸テトラメチル（別名テトラメトキシシラン）
- 十七 二・四ーキシレノール
- 十八 ニー（四ークロロー六ーエチルアミノーー・三・五ートリアジンーニーイル）アミノーニーメチルプロピオノニトリル（別名シアナジン）
- 十九 五ークロローNー〔ニー〔四ー（ニーエトキシエチル）ー二・三ージメチルフェノキシ〕エチル〕ー六ーエチルピリミジンー四ーアミン（別名ピリミジフェン）
- 二十 ークロロナフタレン
- 二十一 Oー六ークロロー三ーフェニルー四ーピリダジニル＝Sーノルマルーオクチル＝チオカルボナート（別名ピリデート）
- 二十二 パラークロロフェノール
- 二十三 ニークロロプロピオン酸
- 二十四 アルファーシアノー三ーフェノキシベンジル＝二・ニージクロローー（四ーエトキシフェニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名シクロプロトリン）
- 二十五 (S)ーアルファーシアノー三ーフェノキシベンジル＝三ー（二・ニージクロロピニル）ー二・ニージメチルーシスーシクロプロパンカルボキシラート（別名アルファーシベルメトリン）
- 二十六 ー（三・五ージクロロー二・四ージフルオロフェニル）ー三ー（二・六ージフルオロベンゾイル）尿素（別名テフルベンズロン）
- 二十七 二・ニージクロローNー〔ニーヒドロキシー（ヒドロキシメチル）ーニー（四ーニトロフェニル）エチル〕アセトアミド（別名クロラムフェニコール）
- 二十八 二・四'ージクロローアルファー（五ーピリミジニル）ベンズヒドリル＝アルコール（別名フェナリモル）
- 二十九 ニー（二・四ージクロロフェニル）ー（一Hーー・二・四ートリアゾールーーイル）ーニーヘキサノール（別名ヘキサコナゾール）
- 三十 ジナトリウム＝四ーアミノー三ー〔四'ー（二・四ージアミノフェニルアゾ）ーー・一'ービフェニルー四ーイルアゾ〕ー五ーヒドロキシー六ーフェニルアゾー二・七ーナフタレンジルスルホナート（別名CIダイレクトブラック三十八）
- 三十一 ジナトリウム＝八ー〔三・三'ージメチルー四'ー〔四ー〔（パラートリル）スルホニルオキシ〕フェニルアゾ〕ーー・一'ービフェニルー四ーイルアゾ〕ー七ーヒドロキシー・三ーナフタレンジルスルホナート（別名CIアシッドレッド百十四）
- 三十二 ジナトリウム＝二・二'ービニレンビス〔五ー（四ーモルホリノー六ーアニリノーー・三・五ートリアジンーニーイルアミノ）ベンゼンスルホナート〕（別名CIフルオレスセント二百六十）
- 三十三 二・四ージニトロー六ーオクチルフェニル＝クロトナート及び二・六ージニトロー四ーオクチルフェニル＝クロトナートの混合物（オクチル基がーメチルヘブチル基、ーエチルヘキシル基又はープロピルペンチル基であるものの混合物に限る。）（別名ジノカップ又はDPC）
- 三十四 四・六ージニトロールトクレゾール
- 三十五 メタージニトロベンゼン
- 三十六 二・三ージヒドロ六ープロピルーニーチオキソー四（一H）ーピリミジノン（別名プロピルチオウラシル）
- 三十七 ジビニルベンゼン
- 三十八 五・五ージフェニルー二・四ーイミダゾリジンジオン
- 三十九 一・四ージプロモブタン
- 四十 一・三ージプロモプロパン
- 四十一 ジベンジルエーテル
- 四十二 二・三ージメチルアニリン
- 四十三 一・ージメチルヒドラジン
- 四十四 タリウム及びその水溶性化合物
- 四十五 チオアセトアミド
- 四十六 鉄カルボニル
- 四十七 一・一・二・ニーテトラクロロエタン
- 四十八 テトラナトリウム＝三・三'ー〔（三・三'ージメトキシー四・四'ービフェニリレン）ビス（アゾ）〕ビス（五ーアミノー四ーヒドロキシー二・七ーナフタレンジルスルホナート）（別名CIダイレクトブルー十五）
- 四十九 二・三・五・六ーテトラフルオロー四ーメチルベンジル＝（Z）ー三ー（二ークロロー三・三・三ートリフルオローーブローベニル）ー二・ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）
- 五十 テルル及びその化合物（水素化テルルを除く。）
- 五十一 トリクロロアセトニトリル
- 五十二 ナトリウム＝三ー〔Nー〔四ー〔四ー（ジメチルアミノ）フェニル〕〔四ー〔Nーエチル〔（三ースルホナトフェニル）メチル〕アミノ〕フェニル〕メチレン〕ー二・五ーシクロヘキサジエンーイリデン〕ーNーエチルアンモニオ〕ベンゼンスルホナート（別名CIアシッドバイオレット四十九）

五十三 ナトリウム＝一・一'－ビフェニル－二－オラート
 五十四 二硝酸プロピレン
 五十五 メタ－ニトロアニリン
 五十六 五'－[N・N－ビス（二－アセチルオキシエチル）アミノ]－二'－（二－ブromo－四・六－ジニトロフェニルアゾ）－
 四'－メトキシアセトアニリド
 五十七 ビフェニル
 五十八 フェナントレン
 五十九 パラ－（フェニルアゾ）アニリン
 六十 フタル酸ジイソブチル
 六十一 ーターシャリーブチル－三－（二・六－ジイソプロピル－四－フェノキシフェニル）チオ尿素（別名ジアフェンチウロ
 ン）
 六十二 ターシャリーブチル＝ヒドロペルオキシド
 六十三 一・三－プロパンスルトン
 六十四 N－プロピル－N－[二－（二・四・六－トリクロロフェノキシ）エチル]イミダゾール－ーカルボキサミド（別名プロ
 クロラズ）
 六十五 ニ－プロピン－ーオール
 六十六 ニ－（四－ブromोजフルオロメトキシフェニル）－ニ－メチルプロピル＝三－フェノキシベンジルエーテル（別名ハルフ
 ェンブロックス）
 六十七 パラ－ブromofenol
 六十八 三－ブromo－ープロペン（別名臭化アリル）
 六十九 ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝プロミド
 七十 ヘキサヒドロ－・三・五－トリニトロ－・三・五－トリアジン（別名シクロナイト）
 七十一 ベンゾチアゾール
 七十二 ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム
 七十三 メチル＝二－（四・六－ジメトキシ－ニ－ピリミジニルオキシ）－六－[一－（メトキシイミノ）エチル]ベンゾアート（別
 名ピリミノバックメチル）
 七十四 メチルヒドラジン
 七十五 ニ－メチル－一・一'－ビフェニル－三－イルメチル＝（Z）－三－（二クロロ－三・三・三－トリフルオロ－ープロ
 ペニル）－二・ニ－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名ビフェントリン）
 七十六 メチル＝三－（四－メトキシ－六－メチル－・三・五－トリアジン－ニ－イルカルバモイルスルファモイル）－ニ－テ
 ノアート（別名チフェンスルフロメチル）
 七十七 四・四'－メチレンビス（N・N－ジメチルアニリン）
 七十八 メチレンビス（四・一－フェニレン）＝ジイソシアネート
 七十九 四・四'－メチレンビス（ニ－メチルシクロヘキサミン）
 八十 りん酸（Z）－ニクロロ－（二・四・五－トリクロロフェニル）ビニル＝ジメチル（別名テトラクロルビンホス又は CVMP）
 八十一 りん酸トリス（二－エチルヘキシル）

通 知

記載している通知はこれまでに確認できたものであり、新たに通知が出されている可能性がありますので、最新のものを確認されるようお願いいたします。

